

神奈川県私立高校生等奨学給付金【家計急変世帯対象給付】のお知らせ

令和6年1月以降に家計が急変した世帯が対象です

(高等学校等専攻科の生徒向け)

- 神奈川県では、家計が急変した世帯に対して、私立高等学校等専攻科の生徒の生計維持者(※)の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金(家計急変世帯対象給付)」を支給しています。
- 令和7年度の道府県民税・市町村民税所得割の父母の合算額が以下の要件を満たす場合は、「家計急変世帯対象給付」ではなく、「**通常給付**」の対象となりますので、該当される方は、通常給付の書類で申請してください。

- | |
|---------------------------------|
| ① 0円(非課税)である |
| ② 105,500円未満である |
| ③ 264,500円未満であり、かつ扶養する子が3人以上である |

- この制度は、授業料の負担を軽減する「専攻科支援金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずに御申請ください。

(※) 生計維持者は原則、父母2名(父母の離婚等により、父母の一方と別生計の場合は、同一生計の父又は母1名)を指します。

1 給付を受けることができる方 ＜次の要件をすべて満たす世帯＞

- ① **令和6年1月以降に発生した家計急変による経済的理由から、生計維持者全員の年収見込が「道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること**

＜道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	0人	1人	1人 (ひとり親)	2人	3人	4人	5人
① 個人事業者 (所得見込額)	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下
② 給与所得者 (給与収入見込額)	1,000,000円 未満	1,704,000円 未満	2,044,000円 未満	2,216,000円 未満	2,716,000円 未満	3,216,000円 未満	3,704,000円 未満

※ この例に該当しない場合はお問合せください。

- 生計維持者が複数いる場合は、それぞれの生計維持者が非課税相当である必要があります。

(例) 父母ともに給与所得者で、父が子2人を扶養している(母は控除対象配偶者ではない)場合
給与収入見込額が、父2,216,000円未満、かつ母1,000,000円未満である必要があります。

- 個人事業者の場合は、令和7年の年収見込(所得額: 売上ー必要経費)が①に該当する必要があります。
- 給与所得者の場合は、令和7年の年収見込(交通費等非課税額を除く給与収入額)が②に該当する必要があります。

- ② **認定基準日(※) 現在、生計維持者が神奈川県内に居住していること**

- ③ **認定基準日(※) 現在、生徒が高等学校等専攻科に在学していること**

(※) 認定基準日

- ・ 令和7年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和7年7月1日が認定基準日となります。
- ・ 令和7年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月(家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月)の1日が認定基準日となります。

＜例＞ ・ 家計が急変した日が令和7年8月5日の場合 ▶ 認定基準日は令和7年9月1日
・ 家計が急変した日が令和7年10月1日の場合 ▶ 認定基準日は令和7年10月1日

- 非課税相当までの収入の減少には該当しないが、**年収約380万円未満相当までの収入の減少**又は、**扶養する子が3人以上おり、年収約600万円未満相当までの収入の減少**が見込まれる世帯も給付の対象となる可能性があります。詳しくは次ページの「問合せ先」までお電話ください。

2 提出書類・問合せ先

- 申請に必要な書類等の詳細は、神奈川県ホームページを御確認ください。

(申請書等もすべて神奈川県ホームページから入手できます)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuhukinn.html>

問合せ先：神奈川県私学振興課 電話 045-210-3793

(県ホームページ)



3 家計急変事由について

令和6年1月以降に、次の家計急変が生じた方が対象となります。

- ア 給与所得者で、解雇または減額等の場合（ただし、定年退職は対象とはなりません）
- イ 個人事業者で、自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等の場合
- ウ 生計維持者の離婚（死別）等の場合（ただし、別居等は家計急変対象とはなりません）
- エ 生計維持者の傷病等により収入が減収した場合 等

4 支給単価（年額）

生計維持者全員の年収見込が以下に相当すると認められる世帯

世帯区分	生計維持者全員の住民税所得割 の合算額（※1）	支給単価
非課税相当世帯	0円	52,100円
年収約380万円 未満（※2）相当世帯	105,500円未満	10,420円
年収約600万円未満（※2） 相当の多子世帯（※3）	264,500円未満	

（※1）父母の合計額です

（※2）年収はあくまで目安です

（※3）多子世帯は、扶養する子が3人以上いる世帯です

○7月1日以前に家計が急変した場合は年額を給付します。

○7月2日以降に家計が急変した場合は月割額（認定基準日から3月までの月数を乗じた額を12で除した額）を給付します。

＜支給例（認定基準日が令和7年10月1日の場合）＞

高等学校等専攻科に通う生徒の生計維持者が、令和7年10月1日に経営する会社が倒産し、年収見込が非課税世帯相当となった場合

- 令和7年10月～令和8年3月までの6か月分を支給
- 年額 $52,100 \text{円} \times 6 \text{月} / 12 \text{月} = 26,050 \text{円}$ を給付

5 申請期限・提出先

○ 提出期限 **令和7年7月1日（火）～ 令和8年1月19日（月）**

○ 提出先 **〒 231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 奨学給付金担当**

- ・ 郵送により提出してください。
- ・ 提出期限日の消印有効ですが、時間に余裕を持って提出してください。
- ・ 個人情報保護の関係上、電話での到着確認にはお答えできません。特定記録などで送付するなど、お手元に記録の残る方法でお送りいただくことを推奨いたします。

6 支給時期

令和7年9月16日頃～令和8年3月13日頃（予定）

- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
- ・ 申請時に指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
- ・ 支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。

7 制服が災害等により喪失・毀損した場合

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、支給額に加算がある場合があります。詳細は、問合せ先にご連絡ください。

提出書類一覧表

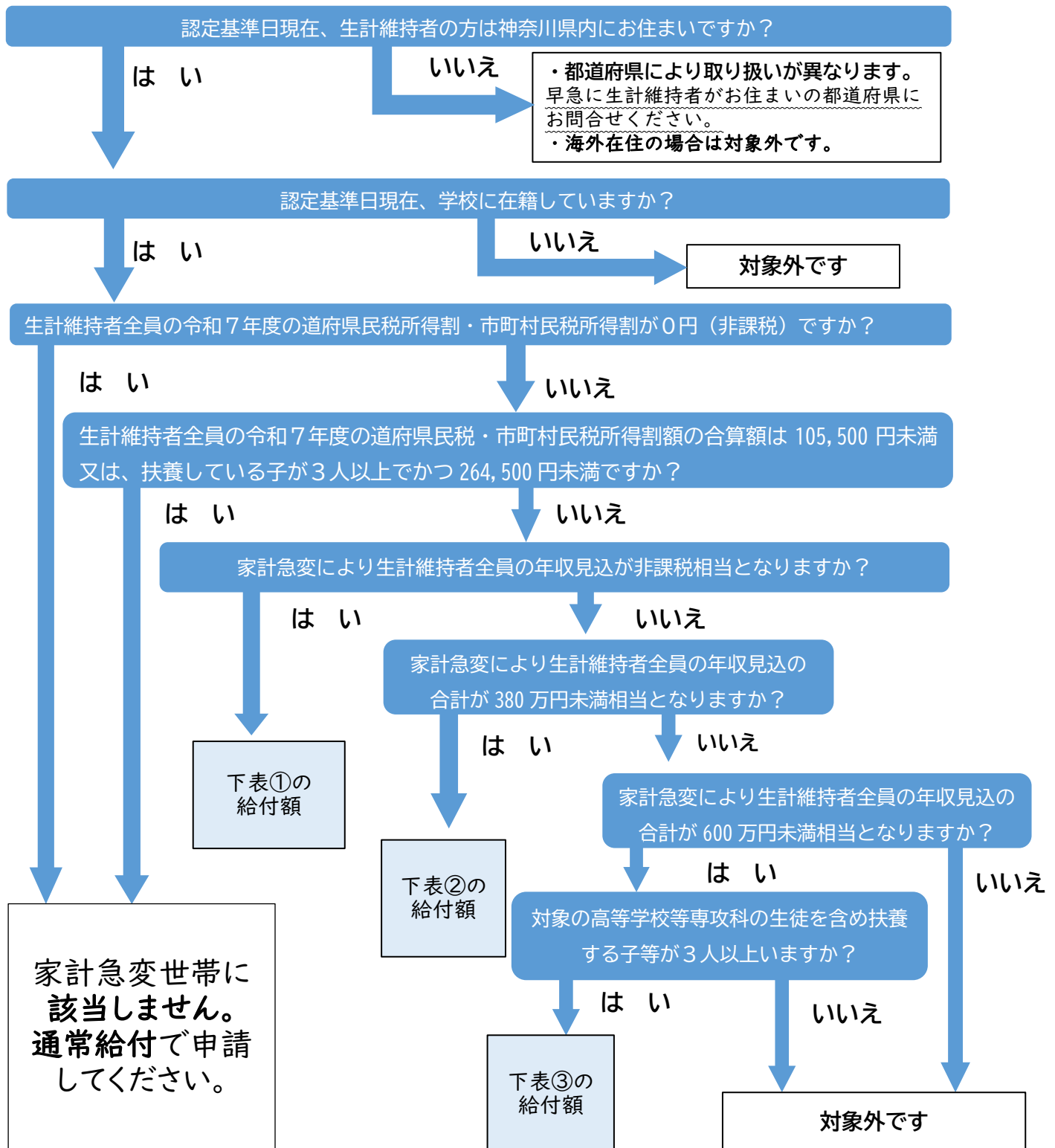
申請書類・添付書類は事由等により異なります。ご不明な方はお問合せ下さい。
神奈川県私学振興課助成グループ045(210)3793

◎…提出必須 ○…いずれかを提出 △…該当する場合にのみ提出

	提出書類	添付書類（いずれもコピーで可）・留意事項		
1	高校生等奨学給付金受給申請書（第 1 号様式）	申請書の表面の委任・誓約欄の内容に関するチェックは必須		◎
2	在学証明書（第 1 号様式別添又は学校様式）	在学証明書は、認定基準日（※ 1）を記載		◎
3	振込先登録用紙（第 2 号様式）	振込口座番号等が分かる通帳ページ等の写しを貼付		◎
4	家計急変理由書（様式 A） 右の書類を添付	給与所得者	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、減額通知書、診断書等	○
		個人事業者	廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書、診断書等	
		離婚	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚届受理証明書	
5	家計急変前の収入証明書類	＜生計維持者 全員分 （父母がいる場合、父母 2 名分）＞ 令和 7 年度の市民税・県民税課税証明書（コピーも可） ※市町村民税の扶養親族の内訳が省略されていないもの		◎
6	家計急変後の収入証明書類 右の書類を添付	給与所得者	・勤務先作成の給与見込証明書（ <u>様式 B</u> 又は勤務先作成の任意様式）（※ 2） ＜勤務先が証明書を作成できない場合のみ＞ ・申請者が作成した様式 B 及び ・給与明細、賞与支給明細（※ 3）	○
		個人事業者	・税理士又は公認会計士作成の証明書（※ 2） ＜税理士又は公認会計士の作成した証明書の提出ができない場合のみ＞ ・申請者が作成した様式 C（様式 C 別添含む）及び ・帳簿等（売上・経費が分かるもの）（※ 3）	
7	扶養誓約書（様式 D）	健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係の者を記入		◎
8	収入状況申立書（様式 E）	無収入であることの証明の手立てがない方（※ 4）のみ提出		△
9	委任状（未済用）	学校納付金に未済がない場合は不要		△
10	委任状（権限委譲用）	振込先指定口座が生計維持者や生徒本人の場合は不要		△
11	扶養親族申告書	年収約 600 万円未満相当の多子世帯に該当する場合に必要		△

- （※1）家計急変事由発生日が令和7年7月1日以前の場合は令和7年7月1日。令和7年7月2日以降の場合は、家計が急変した月の翌月（家計急変事由発生日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日。
- （※2）令和7年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの証明が必要です。税理士・公認会計士に証明書の作成を依頼する際は、様式Cの記載内容を盛り込むよう依頼してください。
- （※3）令和7年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの給与明細、賞与支給明細（個人事業者の場合は帳簿等）の提出が必要です。
- （※4）退職後、再就職までの間に無職の期間があった方、専業主婦（夫）等

高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）給付対象者及び給付単価確認シート



給付単価

世帯状況	年額(私立)
① 非課税世帯	52,100円
② 年収約380万円未満世帯	10,420円
③ 年収約600万円未満の多子世帯	10,420円

※参考 国公立給付単価

世帯状況	年額(国公立)
非課税世帯	50,500円
年収約380万円未満世帯	10,100円
年収約600万円未満の多子世帯	10,100円

◆上記の単価は年額の例です。7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日から3月までの月数に応じた月割額となりますので上記の単価とは異なります。